

案

高次脳機能障害地域活動支援センター事業委託 仕様書

1 委託事業名

高次脳機能障害地域活動支援センター事業

2 事業の目的

この事業は、他の障害と比べ周囲から「見えにくい障害」であり、特有の状態像を持つ高次脳機能障害者に対し、専門の機関において、相談支援や普及啓発等の事業を実施し、多くの高次脳機能障害者の社会参加や生活状況の向上を図ることを目的とする。

3 事業委託の期間

令和7年4月1日～令和9年3月31日

4 委託事業内容

(1) 相談事業

専門職員を配置し、高次脳機能障害者からの相談を受け、情報提供や生活支援コーディネート等を行う。アウトリーチによる相談支援を行う。

(2) 日中活動支援

障害特性に応じたプログラム等を行う。

(3) 家族支援

家族からの相談を受け、情報提供、相談支援等を行う。

(4) 関係団体との連携活動等

各専門支援機関や相談機関、就労支援機関等と連携し支援を行う。

(5) 支援者の育成、普及活動等

他の相談機関や市民向けの研修会や講演会等を開催し、支援者の育成や市民への普及等を行う。

(6) その他、目的に沿った活動

5 事業実施場所

市内受託事業者事業所（設備については「川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第73号）」の規定による。）

6 職員配置

管理責任者を定めるとともに次の条件を満たすものとする。

- (1) 5名以上の職員を配置する。そのうち2名以上を常勤専従職員とする。
- (2) 以下の職員を配置する。
 - ・社会福祉士、精神保健福祉士、介護支援専門員等の資格を有する者 1名以上
 - ・臨床心理士等、心理的評価や相談を専門とする者 1名以上
 - ・言語聴覚士や理学療法士などリハビリテーションを専門とする者 1名以上

7 その他

(1) 報告書の提出

受託者は、この契約に基づく事業を完了したときは、契約期間が終了後、速やかに業務完了届および事業実績報告書を発注者に提出するものとする。

(2) 設備及び運営に関する事項

センターの設備及び運営に関する事項については、「川崎市地域活動支援センターの設備及び運営の基準に関する条例（平成24年条例第73号）」の規定による。

(3) 関係法令等の遵守

受託者は、関係法令、例規等を遵守し、常に適切な管理を行うこと。

(4) 個人情報の管理

業務上必要な個人情報等については、受託業者が川崎市個人情報保護法及び関連規則の規定に従い適正に管理しなければならない。

(5) 障害者虐待防止対策及び苦情解決体制について

受託者は、障害者虐待防止に向けた取組に努めなくてはならないものとする。また、本事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情解決体制を整備するものとする。

(6) 仕様書に定めのない事項について

その他、本仕様書に定めのない事項等については、川崎市委託契約約款及び個人情報の取扱いに関する情報セキュリティ特記事項に定めると共に、委託者と受託者で協議の上決定するものとする。